

安全衛生委員会が指定する制限対象地域（令和4年1月21日～1月26日）

令和4年1月20日現在

— 新型コロナウイルス感染拡大防止のための学校法人金沢工業大学活動制限指針別紙 —

安全衛生委員会

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、群馬県、愛知県、岐阜県、三重県、広島県、山口県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県

制限対象地域

従前のとおり3密（密集・密接・密閉）を避ける、マスクの着用、手洗い、換気など、基本的な感染対策が有効です。「新しい生活様式」の徹底と感染リスクの高まる「5つの場面」を避ける行動を引き続きお願いします。

1. 教育活動の優先

- 対面授業の実施内容（対象学生・日程等）は、各学校が定めたとおりであり、対面授業を優先した運営をお願いします。

2. 県外へ移動した学生、出張等が許可された教職員

- 制限対象地域へ移動した学生は1週間のキャンパス立ち入りを禁止する。出張等から帰着した教員は、1週間の在宅勤務、職員は1週間の執り決めた感染防止対策を講じた勤務体制での執務を行う。但し、新型コロナワクチンを2回接種の後、2週間を経過した健康な学生・教職員は、移動又は出張等の帰着後の1週間の在宅勤務等を除外できる。
- 訪問する地域が発表している行動制限を尊重してください。

3. 県外からの来訪者等と接触した学生、教職員

- 制限対象地域からの来訪者と接触した学生は、1週間のキャンパス立ち入りを禁止する。同様に教員は、1週間の在宅勤務、職員は1週間の執り決めた感染防止対策を講じた勤務体制での執務を行う。但し、新型コロナワクチンを2回接種の後、2週間を経過した健康な学生・教職員は、来訪者との接触後の1週間の在宅勤務等を除外できる。
- 来訪者が居住する地域が発表している行動制限を尊重してください。

注記1. 学外授業は、本委員会が指定する制限対象地域以外に限り、事前に申請書（場所、人数、内容、時間等）を提出のうえ許可制のもと実施する。但し、国および県による緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置などが発出されていない制限対象地域とする。課外活動については、1/17から2/4まで活動停止とし、2/5以降の活動については、改めて検討し、通知する。

注記2. 当該期間に行われる入学試験及び学生募集活動等については別途取り扱う。

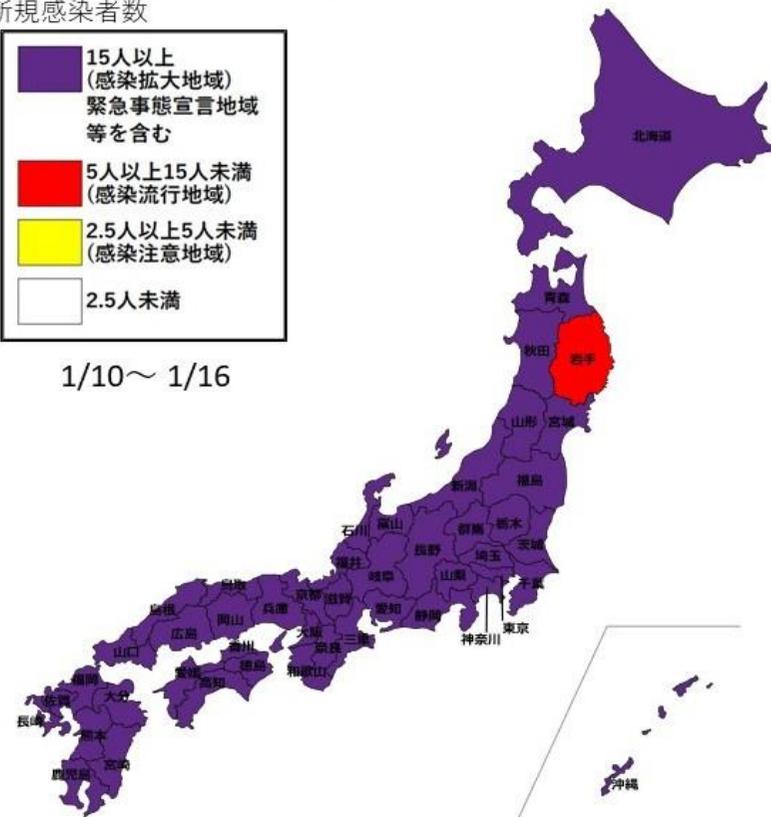
年明けとともにオミクロン株による若年層を中心とした感染者が全国的に急増しています。政府は広島県、山口県、沖縄県に加えて、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、東京都の首都圏1都3県、さらに新潟県、群馬県、愛知県、岐阜県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県の9県への「まん延防止等重点措置」の追加適用を決定しました。現況を踏まえ、本委員会もこれに準拠し、令和4年2月13日まで先の3県に13都県を加えて「制限対象地域」とします。

なお、感染状況により現行の「制限対象地域」を見直す場合がありますので、十分注意してください。

直近1週間の人口10万人あたりの新規感染者数



1/10～1/16



【参考】宮崎県が作成した「全国の感染状況について」（宮崎県HPより）